令 和 ２ 年

第 １ 回 通 常 総 会 会 議 録

開催日：令和２年２月２１日（金）
会　場：マリンパレスかごしま「マリンホール」

鹿 児 島 県 国 民 健 康 保 険 団 体 連 合 会

署　　名　　者

理　事　長
（伊佐市長）

隈元新　印

理　　事
（枕崎市長）

前田祝成　印

理　　事
（湧水町長）

池上滝一　印

1. 開催日時

令和２年２月 21 日　午後１時 30 分～２時 45 分

2. 開催場所

マリンパレスかごしま（マリンホール）

3. 出　席　者

別添のとおり

4. 議　事

【報告事項】

報告第１号　令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

報告第２号　令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（４回）について（理事会専決分）

報告第３号　令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）について（理事会専決分）

報告第４号　令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

報告第５号　令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

【議決事項】

議案第６号　負担金規則の一部改正について

議案第７号　手数料規程の一部改正について

議案第８号　保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について

議案第９号　広報共同事業規則の一部改正について

議案第 10 号　保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について

議案第 11 号　令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（３回）について

議案第 12 号　令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（５回）について

議案第 13 号　令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（４回）について

議案第 14 号　令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（３回）について

議案第 15 号　令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）について
議案第 16 号　令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（２回）について
議案第 17 号　令和２年度事業計画（案）について
議案第 18 号　一時借入金について
議案第 19 号　令和２年度一般会計歳入歳出予算について
議案第 20 号　令和２年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
議案第 21 号　令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 22 号　令和２年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算について
議案第 23 号　令和２年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
議案第 24 号　令和２年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
議案第 25 号　令和２年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
【支払勘定再掲】
　議案第 20 号　令和２年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について
　議案第 21 号　令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
　議案第 23 号　令和２年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について
　議案第 24 号　令和２年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について
　議案第 25 号　令和２年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について
議案第 26 号　財産の処分（令和２年度）について

5. 議事の経過の要領及びその結果

午後１時30分開会

（１）　開　　会

○南　総務課長補佐　定刻になりましたので、始めさせていただきます。

本日、進行を務めます総務課の南でございます。よろしくお願いいたします。

本総会ですが、総会議員定数は46人でございます。ただいまの出席者数につきましては24人でございます。

定数の半分以上が出席しておりますので、本総会は成立しておりますことをここに御報告いたします。

それでは、ただいまから、令和２年第１回通常総会を開会いたします。

（２）　理事長あいさつ

○南　総務課長補佐　初めに、本会の隈元理事長があいさつを申し上げます。

［理事長隈元　新君登壇］

○隈元理事長　皆様、こんにちは。

本日は、通常総会を開催いたしましたところ、皆様方には大変御多忙中にもかかわりませず御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

皆様方には、かねてからそれぞれの保険者において、国民健康保険事業の健全な運営に多大な御尽力をされておられますこと、日頃の御苦労に対しまして心から敬意を表する次第でございます。あわせて、本会の事業運営につきましても平素より格別な御理解と御協力を賜っており、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の骨太の方針2019では、安心して暮らせる社会づくりの取り組みを推進し、人生100年時代の到来を見据えて、高齢者から若者まで幾つになっても活躍できる社会を構築するため、全世代型社会保障を実現していくことが不可欠との方向性が示されたところでございます。

令和２年度の政府予算案では、国保改革に伴う国保への財政支援強化に加えて、予防・健康づくりに関する取り組みを強化するため、保険者努力支援制度を抜本的に拡充し、新規で500億円増額することとされました。予防・健康づくり事業に対する事業費補助とし

て、医療費分析などデータ活用の強化や人材確保・育成事業、効果的なモデル事業などの実施が想定されているところでございます。財源を有効活用して、被保険者の健康増進や医療費適正化を進める観点から、積極的な事業展開が求められています。これら国の動向を踏まえながら、国保制度が円滑に遂行されますよう医療費適正化や保健事業の充実など、国保連合会においても保険者のニーズに沿った支援に努め、保険者並びに関係機関との連携を密にしながら、円滑な業務運営に向けてさらなる取り組みを進めてまいりますので、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、令和元年度の補正予算、令和２年度事業計画及び予算などの議案について御審議いただくことにしております。

どうぞよろしく御審議賜りますとともに、御承認くださいますようお願い申し上げまして、開会のあいさつといたします。

よろしくお願いいたします。

（３）　前回の総会以降の主な出来事

○南　総務課長補佐　それでは、議事に入ります前に、前回の総会以降の主な出来事について、久木田常務理事より御説明申し上げます。

［常務理事久木田義朗君登壇］

○久木田常務理事　皆さん、こんにちは。常務理事の久木田でございます。

例年、この時期の総会ということで、議会の開催等とても忙しい中であると思います。特に今年は新型コロナウイルスですとか、それに伴う大規模イベントへの対応とか、それぞれのところで非常に重たい判断をされる中で出席をいただいていると思っております。出席いただきまして本当にありがとうございます。

貴重な時間ですが、前回の総会以降の主な出来事ということで資料をまとめてございます。簡単に中身を説明させていただきたいと思います。

８項目ほどございますが、まず、１つ目、２つ目、イベントの紹介でございます。

毎年11月の上旬ぐらいですが、国保トップセミナーということで、首長さん方等に対しまして、それぞれ講演というふうなことで、国の国保課長ですとか筑波大学の教授、あと豊留市長にも講師になっていただきまして、それぞれに国の状況とか健康なまちづくり等に対しての有益な参考にしていただけるようなお話、講演を行っているところでございます。また来年度も開催を予定しておりますので、ぜひとも参加していただければと思って

いるところでございます。特に、国の動向など、その後の予算の編成等にも参考にしていただけるのではないかと思って開催しております。よろしくお願いいたします。

２項目め、３ページになりますが、11月28日、例年全国の町村会等の開催に時期等にも合わせて、国保制度改善強化全国大会を開催して要望活動を全国的な取り組みとして行っております。中でも、写真の右のほうに書いてございますが、国保の財政基盤強化のための公費投入の拡充を強く訴えさせていただきました。

３項目めにありますが、地域医療構想の推進に当たっての取扱いということで、それぞれに首長さん方、特に公表された施設等を有している首長さん方が国のほうへ慎重な対応をということで、自民党の三役等に対して直接お話をする機会というふうなことで状況を説明させていただいたところでございます。これについてもできれば参加していただければと思っているところでございます。

５ページ目でございますが、令和２年度政府予算案について抜粋で資料を添付してございます。先ほどの理事長のお話の中でも御説明がありました。全体としては医療費の国庫負担が大きな額になっておりますが、これは全体の制度のバランスといいますか、医療費を抑制しながら社会保障全体の予算枠の中で調整されてきていると思っております。

２番目の丸に書いてございます、理事長の説明にありましたが、国保・保険者努力支援制度ということで、予防・健康づくりの取り組み強化、ここが突出して予算が増額されているということでございます。500億円純増となっております。

次の６ページにも、米印の３番目のところにそういった旨が書いてございます。

７ページは、その内容等が記載してございます。下の枠囲い、網かけの中にありますが、都道府県による基盤整備事業で135億円、市町村事業で115億円という予算枠が設けてあるところです。厚労省の話でも、なかなか活用しきれないんじゃないかと、繰り越してまた国の予算のほうに戻っていくというふうなことが発生するんじゃないかという話も聞かれたりするところです。それぞれの市町村が当初予算に編成できない、間に合わなかったということで補正対応をせざるを得ない、既存事業との整理ですとか、対応すべき人材といいますか体制の状況で各市町村なかなか補正対応ということで新規事業に取り組めない、難しいという状況もあるかと思います。ただ、財源は確保されているということでもございます。できれば工夫をしてそういった取り組みができればというふうなことであろうかと思います。

予算については、そういったことで少し認識をしていただければと思っているところで

ございます。

それから、10ページ目を開けていただければと思います。

オンライン資格確認のお話になります。もうこれについては何度か御説明差し上げております。マイナンバーカードを使って保険証として医療機関とか薬局で受診が可能になっていくというふうなことでございます。

11ページ目の下の表の今後の方針のところをちょっと見ていただければと思います。

ずらっとスケジュールが載っているわけですが、2021年３月末に健康保険証利用の本格運用ということで、医療機関等の約６割程度での導入を目指す。これは国の目標でございますが、21年３月ということで、来年度末には実際に使えるようになっていくというふうなスケジュール感になっているところです。現実的にはそこまで進捗していくのかなと、実態としてはどうなんだろうというふうなこともありますが、国としては、そういった制度を整備していくというスケジュールになっております。それぞれ保険証の番号を増やすとか、いろんな取り組みが市町村のほうにもお願いされておるかと思いますが、連合会でもこれに関連した取り組み等を進めていくところでございます。

一つお話ししておきたいと思っております。このシステム改修の関係に伴いまして、連合会のシステムも改修する必要があるんですが、そこの金額等がまだ確定していないということで今回の予算の中に計上されていないものがございます。７月補正で８月以降に整備するというスケジュールを立てているところですが、場合によっては前倒しで７月にも発注しなければならないということになるかもしれないと、今、情報が来ております。そういう場合は専決処分で対応させていただく場合もあろうかと思います。その場合は、事前にまた情報をおつなぎして、状況等を説明した上で対応させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

12ページ目でございますが、そういうことで全国的にもマイナンバーカードの取得を推進するようにというお話がございますが、中央会でも各連合会に対しまして、そういった取り組みについての推奨がございました。各連合会、職員とか扶養者に対してマイナンバーカードの取得を推奨する取り組みを進めているところでございます。この間の理事会の時点では、職員の取得率15％というお話をして、全国の平均並みですというふうなことでお話ししたところです。今現在は26％ということで若干増えてまいりました。またもっと声かけをして進めていきたいと思っております。

13ページ目でございます。４項目めでございますが、これは、全国のシステムとして連

合会がこういう仕事もしていますよということでの御紹介でございます。外国人材の受入れ拡大ということで、受入機関のほうに外国人の方の受入れが進んできているかと思いますが、その方々の受入れが終了した、離職したというふうなことになったときには、受入機関のほうから出入国管理庁のほうに、この人は離職しましたよと情報が行くようになっております。それを国保の中央会、連合会のシステムを通じまして各市町村のほうに、この方が離職されたという情報が届くようになっております。４月以降、そういうシステムを稼働する予定となっております。情報が来たら、また国保の加入についての取り組みをしていただければということでの情報提供となっております。そういうことも連合会でやっていると認識しておいていただければと思っているところです。

今まで駆け足で説明させていただきましたが、14ページ目でございます。５項目めでございます。ここ以降は本会のことでございます。本会の負担金・手数料の見直しについてございます。

昨年以降といいますか、総会・理事会の席で私のほうから、被保険者数の減少等に伴う事業費の減少等を説明させていただきまして、負担金・手数料の見直しについてお願い申し上げたところです。見直しの観点としましては、消費税率の引上げですとか、国保の被保険者数の減少、保健事業に対しては積極的な取り組みが必要となっていること、また、ＩＣＴを活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための対応が必要であるというふうなことで見直しをする必要があるという御説明をさせていただいたところです。

15ページを見ていただきますと、被保険者数とか国保世帯数の減少の状況がわかる資料が添付してございます。

これにつきましては、16ページ目に資料が添付してございますが、業務研究委員会が諸問題を研究協議するために設置されております、15人の国保主管課長さん方から成る委員会で昨年２回、検討・協議をしていただきました。その後、全ての国保主管課長さんに呼びかけまして、主管課長会議ということで見直し等についての御説明をさせていただいたところです。

枠囲いのところに考え方についての基本的な方針等を記載してございます。負担金・手数料については、国保の被保険者数やレセプト件数に大きく影響されますが、今後これらの急激な減少が想定されると。また、新たなシステム開発への取り組みですとか、保健予防等に関する国の動向など現時点では具体的な事業費を積算できない要素等もあるということで、これら状況の変化に適切に対応するとともに、保険者の皆様の負担の変化をでき

るだけ緩やかなものにするため、基本的に３年ごとに見直しをさせていただきたいと御説明をさせていただきました。

今回提示する負担金等については、原則令和２年から４年度に適用するということ、この期間中にシステム開発など現時点で具体的に積算できない要素によって事業費の負担が必要になる場合は、当会で保有させていただいております一般積立資産の活用を優先して対応させていただくというふうな説明をさせていただきまして、負担金・手数料それぞれに審議をしていただきまして御了承いただいたところになっております。今日これから、その負担金等についての議案等も出てまいります。よろしくお願いしたいと思っているところです。

17ページ目以降につきましては、来年度の連合会の新規事業が御紹介してございます。４つほどございます。

特別調整交付金という国の交付金がございますが、結核・精神に係る申請対象レセプト抽出作業を共同化した事業として、民間活力を活用して行うという事業でございます。これは、42保険者に参加していただく事になっております。国の特別調整交付金の交付申請に活用するシステムでございまして、財源としてはこの交付金の中で賄えるものと考えております。一定の効果が期待できると考えているところです。

19ページ目ですが、特定健診受診率向上に向けた共同事業でございます。これも、民間の会社がノウハウを持っているということで、勧奨する対象者の選定ですとか、そこへの働きかけ方についてのノウハウを活用して行って受診率を上げていこうという事業になっております。18保険者の参加で来年度実施していく予定にしているところでございます。

３番目ですが、後期高齢者に係る生活習慣病等の重症化予防事業ということで、国が掲げております高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を推進するということで、これは国の全額国庫補助で連合会が行う研修会等の事業でございます。

４番目ですが、後期高齢者の口腔検診データ入力等の事業ということで、後期高齢者広域連合から連合会が受託しまして、口腔検診を行ってもらったデータについて電子データ化する入力作業と、検診料をそれぞれの医療機関に対して支払うという作業の受託を新規事業として開始しようと予定しているところでございます。

なかなか厳しい財政状況でございますが、効率的・効果的なものを厳選して新規事業として実施を計画しているところでございます。御理解いただければと思っております。

21ページでございますが、災害時におけるレセプト情報等の提供についてということで

２項目ございます。１番目が、大規模な災害な起こったときにレセプト等の検診データが紛失してしまって、失われているというふうなことで、既存のかかりつけの医療機関でないところに受診せざるを得ないということになったときに、連合会からそういったデータを病院のほうに提供するというシステムを組まれております。これは、本当に大規模な災害等が発生したときに、厚労省により特例通知が出されてこの対応をするという流れになっているということでございます。ここを御承知おきいただければということです。

２番目については、医療機関単独でそれぞれの医療機関で自分のところの情報が失われた場合には、要望に基づいて対応いたしますということでございます。

23ページでございますが、健康スコアリングレポートについてでございます。前、総会でもお話ししました。昨年11月末に提供される予定ですということで御紹介していたものでございます。お手元にそれぞれの健康スコアリングレポートということで顔を書いたカラー刷りの資料が配付されていると思います。こういった資料が各市町村、データが取りまとめられておりますので、首長さん方それぞれに自分のところの資料等を見ていただきまして、活用していただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、非常に駆け足ではございますが、前回の総会以降の出来事ということで、議案の前にお話をさせていただきました。これから、先ほどお話ししました負担金ですとか手数料も含めた予算のお話がございます。ひとつよろしくお願いいたします。

（４）　議長選任

○南　総務課長補佐　それでは、議事に入らせていただきます。

総会の議長は、総会の都度議員の中から互選することになっておりますが、どなたかお願いできますでしょうか。（「理事長にお願いします」と呼ぶ者あり）

理事長にとの声がございましたので、理事長に議長をお願いしてよろしいでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○南　総務課長補佐　御賛同いただきましたので、隈元理事長に議長をお願いいたします。

隈元理事長、議長席への御移動をお願いいたします。

［理事長隈元　新君議長席に着く］

○隈元議長　改めまして、ただいま議長に選任いただきましたので、議事の進行を務めさせていただきます。円滑な議事運営ができますよう皆様方の御協力をよろしくお願いいたします。

なお、本日御提案いたしております報告事項及び議決事項につきましては、事前に理事の市町村の国保主管課長で構成される幹事会で協議し、また２月７日に開催いたしました理事会においてお諮りし、御審議いただいておりますことを申し添えさせていただきます。

お手元に総会議案、総会附議事項概要説明資料及び各会計別予算一覧及び財務諸表をお配りしてございます。

本日の総会は、Ａ３判の概要説明資料により御審議いただくという方法で議事を進めさせていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

なお、県からの御指導もあり、今回から、採決に当たっては、可決の要件を確認できるよう挙手にて行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

（５）　議事録署名者指名

○隈元議長　次に、本日の議事録署名者を当席から御指名申し上げたいと存じますが、差し支えございませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　御異議がないようでございますので、枕崎市の前田市長様と湧水町の池上町長様、お二人を御指名申し上げます。よろしくお願いいたします。

この後、着座にて進めさせていただきたいと思います。

６　議　　事

報告事項

△報告第１号　令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

△報告第２号　令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（４回）について（理事会専決分）

△報告第３号　令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）について（理事会専決分）

△報告第４号　令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

△報告第５号　令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（２回）について（理事会専決分）

○隈元議長　それでは、早速審議に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第１号から第５号までは、専決処分された予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　御異議がないようですので、報告第１号令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（２回）についてから、報告第５号令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（２回）についてを一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

○鉾立総務課長兼会計課長　総務課長兼会計課長の鉾立でございます。よろしくお願いいたします。

Ａ３判横の総会附議事項概要説明資料で説明してまいります。

１ページをお開きください。

報告第１号から第５号まで理事会で専決処分させていただきましたので、報告するものでございます。

報告第１号は一般会計、報告第２号は診療報酬審査支払特別会計、２ページの報告第３号は後期高齢者医療事業関係業務特別会計、報告第４号は特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計、３ページの報告第５号は介護保険事業関係業務特別会計の令和元年度予算補正でございます。

内容でございますが、各会計同様で、職員給与規程の一部改正に伴い、予算不足が生じたため、所要の補正をさせていただいたものでございます。

予算補正額は、それぞれ歳入歳出ともに０円でございます。

人事院勧告に伴い期末手当等の給与規程を一部改正したことにより、予算不足の５つの会計でそれぞれ予備費から調整させていただいたものでございます。

以上でございます。

○隈元議長　ただいまの報告第１号から報告第５号までの説明について、何か御質疑ございませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　御質疑がないようですので、いずれも報告どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

［賛成者挙手］

○限元議長　ありがとうございます。

挙手多数でございますので、報告第１号から報告第５号は、いずれも報告どおり承認することといたします。

議決事項

△議案第６号　負担金規則の一部改正について

△議案第７号　手数料規程の一部改正について

△議案第８号　保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正について

△議案第９号　広報共同事業規則の一部改正について

△議案第10号　保健事業保険者等支援事業規則の一部改正について

○限元議長　次は、議決事項でございます。

議案第６号から議案第10号までは、規則等の改正ですので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○限元議長　御異議がないようですので、議案第６号負担金規則の一部改正についてから、議案第10号保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてまでの５件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○鉾立総務課長兼会計課長　４ページをお開きください。

議案第６号は、負担金規則の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、保健事業に積極的に取り組み保険者支援を充実させること、及び今後の被保険者数の減少に対応するため負担金の被保険者割額について見直しを行い、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第２条第２項第２号のアンダーライン、被保険者割を「150円」から「174円」に改めるものでございます。

ここから後の議案第10号までの議案で、負担金・手数料の規程改正の議案が続きますが、先ほど常務理事の説明でもありましたように、手数料・負担金の見直し、新規事業に係る費用負担につきましては、業務研究委員会にて御協議いただき、国保主管課長会議にて説

明をさせていただいたものでございます。

施行期日は、令和２年４月１日で、４月処理から適用するものでございます。

○大村保険者支援課長　保険者支援課長の大村でございます。よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第７号は、手数料規程の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、令和元年10月１日からの消費税の増税、被保険者数の減少等に伴う保険者事務電算共同処理手数料、特定健診等データ管理システム手数料、介護保険保険者事務共同電算処理手数料等の見直し、並びに国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出作業等の共同化事業に係る手数料の新設等のため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第２条第１項中アンダーライン部分の額を改め、５ページをお開きください。同項第18号の次に、19号「柔道整復施術療養費審査支払手数料（国保・後期高齢者）療養費支給申請書を１件につき57円03銭」を、同項第24号の次に、25号「口腔検診データ入力等事務手数料１件当たり310円」を加えるものでございます。

別表第１につきましては、１項診療報酬明細書の「15円」を「17円88銭」に、５項国保情報集約システム運用手数料の「12円78銭」を「13円50銭」に改め、５項の次に、６項「国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出、１保険者当たり30万円、１件当たり４円80銭」を加え、そのほかアンダーライン部分の額を改めるものでございます。

６ページをお開きください。

別表第２につきましては、１項診療報酬明細書等マスタの作成について、紙レセプト、電子レセプトの単価を統一したことから、１号「紙レセプト・レセプト電算処理によるもの２円36銭」に改め、２項レセプト点検システムへの画像取り込みについても、紙レセプト、電子レセプトの単価を統一したことから、１号「紙レセプト・レセプト電算処理によるもの３円53銭」に改め、そのほかアンダーライン部分の額を改めるものでございます。

別表第３につきましては、７ページをお開きください。

高額介護サービス費支給処理の見直しを行い、３項中「１回当たり4,000円」を削り、同項に１号「処理基本料１回当たり1,386円」、２号「帳票作成料、ア、データ納品の場合（処理基本料に含む）」、「イ、紙納品の場合１件当たり５円45銭」を加え、５項中介護サービス計画原案作成委託料支払内容通知書の「11円」を「12円08銭」に改め、そのほかアンダーライン部分の額を改めるものでございます。

別表第４、別表第５及び別表第６につきましては、アンダーライン部分の額を改め、別表第６、２項の次に、３項特定健診受診率向上共同事業、１号「固定費１保険者当たり269万5,000円」、２号「デザイン関連費用１パターン当たり５万5,000円」、３号「印刷発送関連費用１件当たり143円」を加えるものでございます。

８ページをお開きください。

議案第８号は、保険者事務電算共同処理業務規則の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、市町村委託により、国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプトの抽出業務を行い、市町村事務の効率化を図ることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第８条第２項に、保険者から申し出があったときの資料作成として、26号「国特別調整交付金（結核・精神）に係る申請対象レセプト抽出に係る資料」を追加するものでございます。

続きまして、議案第９号は、広報共同事業規則の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、消費税率引上げに伴い、広報共同事業負担金の額を改正するため、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第４条第２項第２号中「13円」を「13円24銭」に改めるものでございます。

９ページをお開きください。

議案第10号は、保健事業保険者等支援事業規則の一部改正についてでございます。

主旨でございますが、消費税率引上げに伴い、国保データベース（ＫＤＢ）システム等の保守・運用経費が増額となったこと、及び国保中央会への保健事業等保険者支援負担金のその他事業分について新たに保険者へ負担を求めることから、所要の改正をしようとするものでございます。

内容でございますが、第４条中「国保データベース（ＫＤＢ）システム」の次に「等」を加え、同条第２項第１号中「５万3,300円」を「５万4,200円」に、第２号中「９円63銭」を「11円99銭」に改め、同条第３項中「26万900円」を「26万5,700円」に改めるものでございます。

なお、令和２年度の負担金・手数料案を32ページ以降に参考として掲載しております。

以上でございます。

○限元議長　ただいまの議案第６号から議案第10号までの説明について、何か御質疑はご

ざいませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○限元議長　御質疑がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

［賛成者挙手］

○限元議長　ありがとうございます。

挙手多数でございますので、議案第６号から議案第１０号までは、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第11号　令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（３回）について

△議案第12号　令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（５回）について

△議案第13号　令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（４回）について

△議案第14号　令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（３回）について

△議案第15号　令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）について

△議案第16号　令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（２回）について

○限元議長　次の議案第11号から議案第16号までは、令和元年度予算補正でありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○限元議長　御異議がないようでございますので、議案第11号令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（３回）についてから、議案第16号令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（２回）についてまでの６件を一括して議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○鉾立総務課長兼会計課長　10ページをお開きください。

議案第11号は、令和元年度一般会計歳入歳出予算補正（３回）についてでございます。

主旨でございますが、予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに655万2,000円の減額でございます。

主な事項の歳入でございます。

減価償却積立資産を取り崩し、歳出の他会計操出で特定健診の会計に支出する見込みでしたが、機器更改の費用を補助金で賄えたことから不用となったもので、歳出では、国保中央会の会議がテレビ会議になったことによる旅費、及び機器更改等で一括調達により安価となったことから不用額を減額補正するもので、11節需用費は、修繕費に不足が生じることから、減価償却引当資産は資産管理運用規程に基づき積み立てるため、補正をさせていただくものでございます。

この後、議案第16号まで予算補正の説明が続きますが、今年度から減額補正をさせていただいております。これは、決算時の監査におきまして、決算不用額について減額補正をするべきではないかとの御指摘があり検討しておりましたが、現時点で不用額が見込める場合、減額補正をさせていただくこととしたものでございます。

この後、５つの特別会計での減額補正の内容は、給料などの人件費は、退職者の補充及び保健師の採用者がなかったもの、介護苦情相談専門員の減により不用額が見込まれるもの、また機器購入費などでは、機器更改において一括調達により安価となり不用額が見込まれるものでございます。

○坪内審査管理課長　審査管理課長の坪内でございます。よろしくお願いします。

11ページをお開きください。

議案第12号は、令和元年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算補正（５回）についてでございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料及び費用を本会計と後期高齢者医療事業関係業務特別会計で按分すること、保険者間調整、乳幼児費助成事業に伴う費用に不足が生じたこと、及び国保総合システムの機器が一括調達により安価になったこと等により、予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに2,499万2,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

１款手数料は、第三者行為求償事務手数料が収納件数の増加に伴い増加したため、４款

助成事業受入金、乳幼児医療費助成金の請求額が増加したため、６款繰入金、４目介護保険事業関係業務特別会計繰入金は、介護保険の第三者行為求償事務手数料の増加に伴い介護保険の会計から繰り入れるため、５目後期高齢者医療事業関係業務特別会計繰入金は、第三者行為求償事務に係る費用を後期高齢者の会計と按分して支出するため後期高齢者の会計から繰り入れるため、８款諸収入、保険者間調整国保療養費等受入金は請求額が増加したため、それぞれ補正するものでございます。

主な事項の歳出でございます。

１款総務費、公課費は、消費税が確定したため、５款助成事業支出金は、歳入の４款と同額を医療機関へ支払うため、６款積立金は、資産管理運用規程に基づき積み立てるため、８款諸支出金は、歳入の８款と同額を保険者へ支払うため、それぞれ補正するものでございます。

12ページをお開きください。

議案第13号は、令和元年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（４回）についてでございます。

主旨でございますが、第三者行為求償事務に係る手数料及び費用を本会計と診療報酬審査支払特別会計で按分すること、及びシステムの更改が一括調達により安価になったこと等により、予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うため、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、予算補正額は、歳入歳出ともに78万1,000円でございます。

主な事項の歳入でございます。

１款手数料、第三者行為求償事務手数料が増加したため、５款繰入金は、介護保険の第三者行為求償事務手数料の増加に伴い介護保険の会計から繰り入れるため、それぞれ補正するものでございます。

主な事項の歳出でございます。

４款積立金は、資産管理運用規程に基づき積み立てるため、５款繰出金は、第三者行為求償事務に係る費用を診療報酬審査支払特別会計と按分するため繰り出すことから、それぞれ補正するものでございます。

○大村保険者支援課長　13ページをお開きください。

議案第14号は、令和元年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算補正（３回）についてでございます。

主旨でございますが、予算に不用額が見込まれることから、資産管理運用規程に基づき積立てを行うこと、また、健診受診者の増加により特定健診機関への支出金に予算不足が生じることから、所要の補正をしようとするものでございます。

内容でございますが、業務勘定予算補正額は、歳入歳出とも665万2,000円の減額、特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定予算補正額は、歳入歳出とも１億6,104万1,000円、後期高齢者健診等費用支払勘定予算補正額は、歳入歳出とも1,991万3,000円でございます。

業務勘定の主な事項の歳入でございます。

４款他会計繰入金は、一般会計から繰り入れる予定の積立金を繰り入れなくなったことから減額させていただくものでございます。

歳出でございます。

２款積立金は、資産管理運用規程に基づき積立てをさせていただくものでございます。

次の特定健康診査・特定保健指導等費用支払勘定及び後期高齢者健診等費用支払勘定は、歳入で保険者から健診費用を受け入れ、同額を歳出で健診機関へ支払うものでございます。

○増﨑介護保険課長　介護保険課長の増﨑でございます。よろしくお願いいたします。

14ページをお開きください。

議案第15号は、令和元年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算補正（３回）についてでございます

主旨でございますが、介護予防サービス原案作成件数の増加により、介護予防サービス計画原案作成委託料の支出金に予算不足が生じること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は、歳入歳出ともに787万1,000円でございます。

主な事項の歳入の１款手数料は、第三者行為求償事務の収納件数の増加に伴い、同事務の手数料が増加することから、歳出の１款総務費、１項審査支払管理費、１２節役務費は、令和元年10月の制度改正に伴い、介護サービス事業所向けの通知の様式変更があり、個人情報が記載されるようになったことから、普通郵便から簡易書留への変更で郵送料が増えたため、４款国保中央会負担金は、審査支払等システムに係る維持管理費等について、算定基礎となる介護給付費等の審査支払確定件数が増えたため、５款主治医意見書料等支出金は、歳入の同受入金に対応するもので、介護予防サービス計画原案作成委託料を市町村から受け入れ居宅支援事業所へ支払うため、７款積立金は、資産管理運用規程に基づき積み立てるため、８款諸支出金は、歳入の手数料に対応するもので、第三者行為求償事務の

共通経費として支出するそれぞれの会計へ按分して繰り出すため、補正をさせていただくものでございます。

15ページをお開きください。

議案第16号は、令和元年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算補正（２回）についてでございます。

主旨でございますが、障害福祉サービス等の受給者の増加に伴い、国保中央会負担金に予算不足が生じること等から、所要の補正をしようとするものでございます。

予算補正額は、歳入歳出ともに０円でございます。

４款積立金は、資産管理運用規程に基づき積み立てることから、補正させていただくものでございます。

以上でございます。

○隈元議長　ただいまの議案第11号から議案第16号までの説明について、何か御質疑ございませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　御質疑がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

［賛成者挙手］

○隈元議長　ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第11号から議案第16号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

△議案第17号　令和２年度事業計画（案）について

△議案第18号　一時借入金について

△議案第19号　令和２年度一般会計歳入歳出予算について

△議案第20号　令和２年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算について

△議案第21号　令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案第22号　令和２年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計

歳入歳出予算について

△議案第23号　令和２年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算について

△議案第24号　令和２年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算について

△議案第25号　令和２年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算について

△議案第26号　財産の処分（令和２年度）について

○限元議長　次は、令和２年度予算関係になります。

議案第17号から議案第26号まではそれぞれ関連がありますので、一括して審議することにしたいと思いますが、差し支えございませんでしょうか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○限元議長　御異議がないようでございますので、議案第17号令和２年度事業計画（案）についてから、議案第26号財産の処分（令和２年度）についてまでの10件を一括して議題とします。

事務局の説明をお願いいたします。

○川上事務局長　事務局長の川上でございます。よろしくお願い申し上げます。

恐縮ではございますが、Ａ４判横の総会議案のほうで御説明申し上げたいと存じますので、御準備のほどよろしくお願いいたします。

総会議案の111ページをお開きください。

議案第17号は、令和２年度事業計画（案）についてでございます。

113ページをお開きください。

この基本方針は、国保の現状や将来像を見据えた令和２年度の本会の組織の在り方や保険者への支援等に対する方針を主としてお示ししてございます。

基本方針につきましては、冒頭の理事長のあいさつ、常務理事の説明でも若干触れておりましたので、中段部分から読み上げてまいりたいと存じます。

１つ目の丸、国保被保険者の減少等に伴い本会の事業運営の厳しい状況にあることから、財政計画を基に令和２年～４年度の負担金・手数料や保有する積立資産の推移を踏まえ、常にコスト削減の意識を持って、引き続き効率的・効果的な事業遂行に努め、安定的で健全な財政運営を推進する。

２つ目の丸、国保制度は引き続き、多くの困難な課題に直面していることから、保険者の共同体としての連合会の役割と責任を果たすべく、本会経営計画に基づき「保険者から信頼される連合会」の実現に向けた組織運営に努めるとともに、令和３年度以降についても、被保険者の減少によりさらに厳しい状況となることを見据えて、人員体制や事務事業の見直しを行うなど、達成すべき目標や取り組みの方向性を明確にする新たな経営計画を令和２年度に策定し、保険者のニーズに対応できるよう職員の能力向上や意識改革に取り組み、実効あるものとなるよう組織の活性化に努める。

なお、人員体制につきましては、職員定数95ではございますが、現在88人でございます。新たに大きな事業を担うなどの要因がなければ、業務の効率化をさらに推進することによりまして、さらに減少させる方向で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

次に、３つ目の丸、国保データベース（ＫＤＢ）システム、新医療費分析システム等を活用した特定保健指導対象者及び治療中断者等の各種データの保険者への提供、データヘルス計画に基づく効率的・効果的な保健事業、国保税（料）収納率向上、第三者行為求償事務など、保険者努力支援制度の評価指標の達成に向けた保険者の取り組みの積極的な支援に努める。

次に、114ページをお開きいただきまして、４つ目の丸、「国保審査業務充実・高度化計画」を踏まえ、これまで以上に審査支援業務の円滑な実施とコンピュータチェック等の充実による効率的・効果的な審査に取り組むことといたします。

第２、重点事項からは、主たるものだけを説明してまいります。

審査支払関係につきましては、①全国共通のコンピュータチェックルールを設定し、審査精度の向上及び審査基準の統一化を図ってまいります。

保険者支援関係につきましては、①生活習慣病の発症及び重症化予防について、ＫＤＢシステム等を活用したデータ等の提供及び効率的・効果的な活用方法等についての助言・支援を行います。

また、データヘルス計画に基づき、保険者が行う保健事業等の実施状況の分析を行うとともに「保健事業支援・評価委員会」を活用した保健事業に対する評価・助言を行ってまいります。

③市町村が行う事業として新たに「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に対する支援を行い、通いの場におけるサロン支援者等を対象に介護予防やフレイル対策に向けた研修会を実施し、サロン支援者等の育成を行います。

また、市町村に対しＫＤＢシステム等を活用した地域の健康課題や高齢者の医療・介護等の情報提供など支援を行ってまいります。

116ページをおめくりください。

⑨介護給付適正化支援事業の拡充を図るため、職員を保険者に派遣し、保険者ニーズに沿った帳票の活用方法の支援を行います。また、介護保険サービスに係る苦情相談の減少やサービスの質の向上に繋がる研修を開催いたします。

その他の事業としまして、保険者協議会、これは、国保や後期高齢者医療といった地域の医療保険と協会けんぽなどの職域の医療保険と、医師会や県などで構成されておりますが、この協議会の事務局を県と共同して行い、日本健康会議における「健康なまち・職場づくり宣言2020」（保険者協議会の達成要件「宣言３」）、これは予防・健康づくりに向けて地域と職域が連携した予防に関する活動を実施するということでございますが、この達成に向けまして、新たな事業の検討や各医療保険者間の連携・情報共有に努めるとともに委員会等や医療保険者の従事者の特定保健指導等のスキルアップのための研修会を開催いたします。

また、県内医療保険者の医療費・特定健診データの分析により、各市町村の地域的傾向を可視化したうえでホームページ等に掲載してまいります。

②令和３年３月から保険医療機関等の窓口でオンラインによる資格確認を実施することが示されているため、国の動向に注視し、稼働に向けた情報収集を行い、適宜適切に対処いたします。

以下の第３、実施事業につきましては、ただいま申し上げた重点事項に基づき実施してまいりますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、129ページをお開きください。

129ページは、令和２年度予算額一覧表でございます。

一般会計と６つの特別会計、18の勘定から成っておりまして、今年度途中から診療報酬審査支払特別会計に、風しんの追加的対策に伴う抗体検査等費用支払勘定が追加されております。

一般会計は、対前年度比82.6％としておりますが、これは、元年度に財務会計システム、文書管理システムを導入したこと、また、元年度にはＫＤＢシステム機器更改に伴う国庫補助が交付されたことなどから、令和２年度は大幅な減となってございます。

また、特別会計のうち診療報酬審査支払の業務勘定では、対前年度比104.02％としてお

りますが、これは、電算共同処理手数料の見直しや国特別調整交付金に係る業務の共同化を予定していることなどから増加しているもの、また、後期高齢者医療の業務勘定につきましては、対前年度比89.02％としておりますが、元年度に後期高齢者医療に係る診療報酬等の審査支払システムの機器更改がございましたので、令和２年度は大幅な減となってございます。

次に、特定健康診保健指導事業の業務勘定は、対前年度比118.52％としてございますが、これは、新規事業として特定健診の受診率向上共同事業を予定していることから大幅な増としているところでございます。

その他、支払勘定等につきましては、過去の実績及び医療費の伸びなどから令和２年度を推計し、計上しているところでございます。

表の一番下、令和２年度予算額の合計は6,663億793万8,000円で、当初予算の対前年度比は104.17％でございます。

○鉾立総務課長兼会計課長　Ａ３判横の総会附議事項概要説明資料にお戻りいただきまして、17ページでございます。

議案第18号は、一時借入金についてでございます。

主旨でございますが、令和２年度における一般会計及び特別会計の一時借入金の限度額、借入先、償還方法等について、承認を求めるものでございます。

内容でございますが、借入限度額は20億円、借入先は鹿児島銀行、借入年利率は短期プライムレート内、償還方法等は一括償還で、令和２年度の一般会計及び特別会計の歳入をもって充てるものでございます。

18ページをお開きください。

議案第19号は、令和２年度一般会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は３億61万9,000円で、前年度と比較しまして6,333万1,000円の減額となっております。

減額の主な要因は、前年度に財務会計システム、ＫＤＢシステムの機器更改を計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は、一般負担金、広報共同事業負担金、国保データベースシステム負担金、新医療費分析システム負担金、国庫補助金などで、歳出の主な内容は、総会、理事会等の会務運営、各種協議会及び広報事業、保健事業の保険者支援など、ここにお示しのと

おりでございます。

○坪内審査管理課長　19ページをお開きください。

議案第20号は、令和２年度診療報酬審査支払特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額10億7,227万5,000円でございます。

前年度と比較いたしまして4,145万5,000円の増額としております。

増額の主な要因は、令和２年度から開始する国の特別調整交付金に係るレセプト抽出作業の経費を計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は、国保・退職者医療診療報酬審査支払手数料などで、歳出の主な内容は、審査支払業務及び電算共同処理に係る経費及び審査委員会に係る経費など、ここにお示しのとおりでございます。

20ページをお開きください。

議案第21号は、令和２年度後期高齢者医療事業関係業務特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額７億1,862万3,000円でございます。

前年度と比較いたしまして8,865万2,000円の減額としております。

減額の主な要因は、前年度は、後期高齢者医療請求支払システムなどの機器更改に要する費用を計上したことなどによるものでございます。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療診療報酬審査支払手数料などで、歳出の主な内容は、審査支払業務及び電算処理に係る経費、審査委員会に係る経費など、ここにお示しのとおりでございます。

○大村保険者支援課長　21ページをお開きください。

議案第22号は、令和２年度第三者行為損害賠償求償事務共同処理特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額５億3,698万7,000円でございます。

前年度と比較しまして8,340万7,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、実績を勘案して計上したことによるものでございます。

歳入の主な内容は、保険会社等からの交通事故などの第三者行為に係る損害賠償金で、歳出の主な内容は、保険会社などから受け入れた損害賠償金を市町村等に交付するものでございます。

22ページをお開きください。

議案第23号は、令和２年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額１億4,783万5,000円でございます。

前年度と比較しまして2,310万1,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、令和２年度から、民間業者のノウハウを活用した健診受診勧奨通知作成について、保険者から委託を受け、特定健診受診率向上共同事業として実施することから、その事業に係る費用でございます。

歳入の主な内容は、特定健診等データ管理業務等に係る手数料、国庫補助金等で、歳出の主な内容は、特定健康診査・特定保健指導等の実施に要した費用の支払いに関する業務、特定健診受診率向上共同事業に係る経費等、ここにお示ししたとおりでございます。

○増﨑介護保険課長　23ページをお開きください。

議案第24号は、令和２年度介護保険事業関係業務特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は３億3,305万7,000円で、前年度と比較しまして1,489万8,000円の増額でございます。

増額の主な要因は、ＩＣＴ積立資産を積み立てることなどでございます。

歳入の主な内容は、介護給付費審査支払手数料、共同処理手数料、国庫補助金などで、歳出の主な内容は、介護給付費の審査支払業務等及び介護サービス苦情処理業務に係る経費など、ここにお示しのとおりでございます。

24ページをお開きください。

議案第25号は、令和２年度障害者総合支援法関係業務等特別会計歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、同会計の業務勘定の予算を定めるものでございます。

内容でございますが、本年度予算額は9,021万7,000円で、前年度と比較しまして1,218

万円の増額でございます。

増額の主な要因は、議案第24号と同様でございます。

歳入の主な内容は、障害介護給付費審査支払手数料、障害児給付費審査支払手数料などで、歳出の主な内容は、障害福祉サービス費の審査支払業務等に係る経費など、ここにお示しのとおりでございます。

○鉾立総務課長兼会計課長　25ページをお開きください。

支払勘定でございます。

議案第20号（再掲）診療報酬審査支払特別会計から、30ページにございます議案第25号（再掲）障害者総合支援法関係業務等特別会計まで、令和２年度の各支払勘定の歳入歳出予算についてでございます。

主旨でございますが、各支払勘定の予算を定めるものでございます。

これらの会計は、医療費などの診療報酬、出産育児一時金等、抗体検査等費用、特定健康診査・特定保健指導等費用、介護給付費、障害介護給付費、障害児給付費について、保険者または公費実施主体である国、県及び市町村から受け入れ、保険医療機関及び介護サービス事業者等へ同額を支払うものでございます。

内容説明等につきましては省略させていただきます。

また、お手元にＡ４判縦の参考資料で財務諸表をお配りしてございます。

令和元年度収支補正予算書、令和２年度収支予算書についてお示ししております。

ここまで、各会計単式簿記での補正及び予算について説明をしてまいりましたが、厚生労働省の通知により、複式簿記での補正及び予算書を参考としてお配りしているものでございます。

続きまして、Ａ３判の総会附議事項概要説明資料の31ページをお開きください。

議案第26号は、財産の処分（令和２年度）についてでございます。

主旨でございますが、財産の取り崩しについて承認を求めるものでございます。

内容でございますが、表の積立金の種類、一般会計積立資産、退職給付引当資産、各財政調整基金積立資産、各減価償却引当資産、各ＩＣＴ積立資産は、備考欄のお示しの固定資産取得などの理由により処分額を取り崩すものでございます。

令和２年度予算関係の説明は以上でございます。

○隈元議長　ありがとうございました。

ただいまの議案第17号から議案第26号までの説明について、何か御質疑ございませんで

しょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　御質疑がないようでございますので、いずれも原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

よろしければ挙手をお願いいたします。

［賛成者挙手］

○隈元議長　ありがとうございます。

挙手多数ですので、議案第17号から議案第26号は、いずれも原案どおり決定することといたします。

以上で、予定されました理事会の議案について終了いたしました。

そのほかに何かございませんでしょうか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○隈元議長　ありがとうございます。

以上をもちまして、本日予定されました附議事項は全て終了いたしました。

御協力まことにありがとうございました。

○南　総務課長補佐　隈元理事長、ありがとうございました。

（７）　閉　　会

○南　総務課長補佐　それでは、閉会に当たりまして、本会の久木田常務理事があいさつを申し上げます。

［常務理事久木田義朗君登壇］

○久木田常務理事　本日、提案をいたしました議案等につきましては、それぞれ承認・可決をいただきまして、まことにありがとうございました。

令和２年度事業計画に基づき、着実・円滑な事業の実施に努めてまいります。

また、国保の財政運営が非常に厳しい中、令和２年度から４年度の本会の負担金・手数料につきまして見直しをさせていただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

今後の負担金等の在り方につきましては、３年ごとに見直しをさせていただきたいと考えているところでございますが、その間におきましても、引き続き国保の被保険者数が減少していくことを踏まえ、コスト削減を強化し、事業の再編・廃止など見直しを行いながら、効率的・効果的な事業運営に取り組んでまいりたいと存じます。

本会の事業は、国の政策と大きく関わっております。令和２年度の診療報酬改定にも対応しつつ、ＩＣＴの活用による審査業務の高度化・効率化に向けた取り組みを進めますとともに、審査精度の向上、審査基準の統一などを図ってまいります。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施が盛り込まれました健康保険法等改正法が本年４月に施行されます。保健事業支援など健康づくりへの貢献も期待されておるところでございます。

本会といたしましては、これまで以上に県や市町村、関係機関との緊密な連携を図りながら、会員の保険者の皆様方の負託に応えるべく役職員一体となって取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、会員の皆様方の今後ますますの御健勝と御活躍を心から祈念申し上げまして、閉会のあいさつといたします。

本日は、まことにありがとうございました。

○南　総務課長補佐　以上をもちまして、令和２年第１回通常総会を終了いたします。

ありがとうございました。

午後２時45分閉会

令和２年 第１回　　通常総会

	氏名	出席		備考（代理出席者）		氏名	出席		備考（代理出席者）
		本人	代理				本人	代理	
鹿児島市	森　博幸		○	国民健康保険課 参事　池之上　毅	南種子町	小園　裕康			
鹿屋市	中西　茂				三島村	大山　辰夫	○		
枕崎市	前田　祝成	○			十島村	肥後　正司			
阿久根市	西平　良将	○			大和村	伊集院　幼			
奄美市	朝山　毅				宇検村	元山　公知		○	保健福祉課長 栄　光男
出水市	椎木　伸一				瀬戸内町	鎌田　愛人			
伊佐市	隈元　新	○			龍郷町	竹田　泰典	○		
指宿市	豊留　悦男	○			喜界町	川島　健勇			
西之表市	八板　俊輔				徳之島町	高岡　秀規			
垂水市	尾脇　雅弥		○	市民課長 鹿屋　勉	天城町	森田　弘光		○	保健福祉課長 碇本　順一
薩摩川内市	岩切　秀雄		○	保険年金課長代理　園田　健一	伊仙町	大久保　明			
日置市	宮路　高光		○	健康保険課長 長倉　浩二	和泊町	伊地知　実利			
曽於市	五位塚　剛				知名町	今井　力夫	○		
いちき串木野市	田畑　誠一	○			与論町	山元　宗			
南さつま市	本坊　輝雄				さつま町	日髙　政勝		○	副町長 上野　俊市
霧島市	中重　真一				湧水町	池上　滝一	○		
志布志市	下平　晴行		○	課長補佐 川上　佳一郎	錦江町	木場　一昭			
南九州市	塗木　弘幸		○	健康増進課保険係長　井上みどり	南大隅町	森田　俊彦	○		
姶良市	湯元　敏浩		○	保険年金課長 濱田　耕一	肝付町	永野　和行		○	副町長 福元　了
長島町	川添　健	○			屋久島町	荒木　耕治	○		
大崎町	東　靖弘	○			医師国保組合	池田　・哉			
東串良町	宮原　順		○	副町長 畠中　勇一郎	歯科医師国保組合	伊地知　博史			
中種子町	田渕川　寿広				鹿児島県	三反園　訓		○	国民健康保険課長 井上　毅
小計		7	8		小計		6	5	
					合計		13名	13名	